

周南市条件付一般競争入札（事後審査方式）実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、周南市が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「工事等」という。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定に基づき、入札に参加しようとする者の事業所の所在地等に関する資格を定めて行う一般競争入札（以下「条件付一般競争入札」という。）を実施するに当たり、周南市契約事務規則（平成15年規則第51号。以下「規則」という。）附則第4項の規定に基づき、一定の資格要件を定めた上で入札を行い、入札参加資格要件について開札後に審査を行う条件付一般競争入札（事後審査方式）を実施するために必要な事項を定める。

（対象工事等）

第2条 対象工事等は、市が発注する工事等で、次に掲げるものとする。ただし、工事等の内容から条件付一般競争入札（事後審査方式）が適当でない判断されるものを除く。

- (1) 設計金額が1000万円以上1億5000万円未満の建設工事（以下「工事」という。）。
- (2) 設計金額が1000万円以上の測量・建設コンサルタント等業務（以下「業務」という。）。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、条件付一般競争入札（事後審査方式）が適当であると判断されるもの

（入札参加資格）

第3条 条件付一般競争入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は次のとおりとする。

- (1) 周南市競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録されていること。
- (2) 政令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。
- (3) 周南市建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要領（平成15年4

月 21 日制定) に基づき、公告の日から落札決定までに、指名停止措置を受けていないこと。

- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者にあつては、当該手続開始の決定の後に建設工事等競争入札参加資格の再審査取扱要領(平成 15 年 4 月 21 日制定)により資格の再認定を受けていること。
  - (5) 工事にあつては、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 6 項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。
  - (6) 工事にあつては、建設業法第 27 条の 29 第 1 項に規定する総合評定値の通知を受けていること。
- 2 入札執行者は、前項に定める事項のほか、次の各号に掲げるものの中から必要に応じて定めることができるものとする。
- (1) 名簿の格付等級区分
  - (2) 本店又は営業所の所在地に関すること。
  - (3) 同種又は類似工事(業務)の実績に関すること。
  - (4) 配置予定技術者の資格等に関すること。
  - (5) その他必要な事項
- 3 前 2 項の適用については、設計金額が 1 億 5000 万円以上になると想定される工事発注に係る業務に限り、周南市契約等審査会に諮り決定するものとする。

(入札の公告)

第 4 条 入札執行者は、第 2 条に規定する対象工事等を条件付一般競争入札に付す時は、入札参加資格確認申請書提出期限の前日から起算して 10 日前までに、次に掲げる事項について、周南市ホームページに掲載する方法及び情報公開窓口における閲覧の方法により公告するものとする。ただし、急を要する場合又は再度入札の公告をする場合においては、その期日の 5 日前までに公告することができるものとする。

- (1) 入札に付す事項

- ・工事（業務）名
- ・工事（履行）場所
- ・工事（業務）の概要（工法、構造、延長、幅員、延べ床面積、業務内容等）
- ・工期（履行期間）
- ・その他

- (2) 入札参加資格
- (3) 設計図書の閲覧・配付の期間、場所及び方法
- (4) 質問回答に関する事項
- (5) 入札参加申請に関する事項
- (6) 入札方法等に関する事項
- (7) 入札の無効に関する事項
- (8) 契約に関する事項
- (9) その他必要な事項

2 前項に規定する公告を行なう日は、原則として毎週月曜日とする。ただし、その日が、本市の休日に当たる場合は、翌開庁日とする。

（設計図書の配付等）

第5条 設計図書の配付方法は、周南市ホームページからの電子データのダウンロードとする。ただし、ダウンロードした図面を閲覧する際にパスワードの入力が必要となる場合は、パスワード照会書（様式第1号）を入札担当課へファックス送信することによりパスワードの照会をするものとする。

2 入札担当課は、設計図書の配付期間内に前項ただし書の照会が適正になされた場合、パスワード回答書（様式第1号の2）をファックス送信することにより回答するものとする。

3 設計図書の閲覧は、公告日から周南市ホームページに掲載する方法により行うものとする。

4 設計図書に関する質問は、工事（業務）内容質問書により、公告に定めた日までに工事（業務）担当課において受け付け、その回答は工事（業務）内容に対する質問回答表により開札日の前日（ただし、その日が本市の休日に当たる場合、直前の開庁日とする。）まで閲覧に供するものとする。

(現場説明)

第6条 現場説明会は、行わないものとする。

(入札参加資格に関する書類の提出)

第7条 当該工事等の入札に参加する者は、電子入札システムにより入札参加資格確認申請を行い、入札参加資格確認資料を提出期限までに提出しなければならない。

2 入札参加資格確認資料は次の各号に掲げるものの中から必要に応じて定めることとする。

- (1) 建設業許可通知書の写し
- (2) 総合評定値通知書の写し
- (3) 同種・類似工事の施工実績調書(様式第2号又は様式第2号の1)
- (4) 配置予定技術者届(様式第3号)
- (5) その他必要な書類

(入札参加者の登録)

第8条 入札執行者は、前条第1項の申請があった者に対し、入札参加登録したことを交付する。

2 前項の通知は、入札書提出開始日の前日まで(本市の休日を除く。)に通知するものとする。

(入札保証金)

第9条 入札保証金は、免除するものとする。

(予定価格の作成)

第10条 予定価格の作成は、一般競争入札の例による。

(予定価格の決定方法)

第11条 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めるものとする。

(入札の方法)

第12条 第8条の規定による入札参加登録通知のあった者で、入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、次に掲げる書類(以下「入札書等」という。)を周南市電子入札実施要領第10条第1項、第11条第1項及び第13条第1項に規定する方法により提出するものとする。

- (1) 入札書
  - (2) 工事費内訳書（提出が必要な場合）
  - (3) その他公告で定める書類
- 2 入札書等の提出後においても、再度入札、再々度入札の場合を除き、入札書提出締切日時前までは入札辞退ができるものとする。
- 3 前項の申出をせずに契約を辞退した場合には、周南市建設工事等の請負契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けることがある。

（開札）

第13条 開札は、あらかじめ公告で指定した日時及び場所において行うものとし、電子入札システムによる開札は、立会人を指定しないものとする。

- 2 入札回数は、3回までとする。
- 3 入札参加者が1者となったときにおいても、入札を執行するものとする。

（入札書の無効）

第14条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。この場合において、無効とした入札書等は返却しないものとする。

- (1) 公告に示した入札参加資格のない者のした入札
  - (2) 虚偽の申請を行なった者がした入札
  - (3) その他第12条に規定する方法によらない入札
  - (4) 1通の封筒に2枚以上の入札書を入れた入札
  - (5) 同一の入札参加者が2通以上提出した入札
  - (6) 金額を訂正した入札
  - (7) 入札書等に発注者名、商号又は名称、押印のいずれかがない入札
  - (8) 入札書等の工事（業務）名等、工事（履行）場所等のいずれかが入札公告と一致しない又は記載されていない入札
  - (9) 誤字、脱字、鉛筆書き等により意思表示が明確でない入札
  - (10) 明らかに連合によると認められる入札
  - (11) 第15条第3項により最低金額又は最高金額が通知されている場合、その最低金額以上の金額の入札又は最高金額以下の金額の入札
  - (12) 前各号に掲げるもののほか入札に関する条件に違反した入札
- 2 工事費内訳書の提出が必要な場合にあつては、当該工事費内訳書が次の

各号のいずれかに該当するときは、その入札は無効とする。この場合において、無効とした入札書等は返却しないものとする。

- (1) 工事費内訳書の未提出又は未記入等の不備
- (2) 鉛筆書き等により意思表示の不明瞭なもの
- (3) 工事費内訳書の合計金額と入札書のコличествоが同一でないもの
- (4) 工事費内訳書において積上げた金額を、値引等により調整して算出したもの
- (5) 明細表が添付されていないもの

(落札候補者の決定)

第15条 入札執行者は、最低価格をもって有効な入札を行った者（総合評価方式にあつては、評価値の最も高い者で有効な入札を行った者。以下「最低価格入札者等」という。）を落札候補者と決定する。ただし、業務にあつては、最低価格入札者等の応札価格が入札書比較価格に10分の2を乗じた金額（千円未満切り捨て）未満の場合は、入札の執行を保留し、その者に対して、適切な業務の履行が可能（以下「履行可能」という。）であるかの確認を行うこととする。この場合において、履行可能であると認められない場合は、その者の入札を無効とし、履行可能であると認められる場合は落札候補者と決定する。この場合、適切な業務の履行についての誓約書の提出を求める。

2 入札執行者は、全ての入札価格が、次の各号のいずれかに該当したときは、二度を限度に再度又は再々度の入札を実施し、再度又は再々度の入札における最低価格入札者等を落札候補者と決定する。

- (1) 予定価格を超えたとき
- (2) 周南市低入札価格に関する事務取扱要綱（平成20年11月1日制定）第5条に規定する判断基準額未満のとき又は同要綱第8条に規定する調査により不落札となるとき
- (3) 周南市建設工事最低制限価格制度事務取扱要綱（平成24年10月1日制定）第4条に規定する最低制限価格未満のとき

3 前項により再度又は再々度の入札を通知する場合、予定価格を超えた入札があつたときはその最低金額、判断基準額又は最低制限価格未満の入札があつたときはその最高金額を通知するものとする。

- 4 第1項又は第2項の場合において、落札候補者となりうる者が複数ある場合は、電子入札システムによりくじを行って落札候補者を決定するものとする。

(落札者の決定)

第16条 入札執行者は、落札候補者を決定したときは、入札参加資格確認資料の審査（以下「事後審査」という。）を行う。

- 2 事後審査にあたり、特に必要があると認めるときは、落札候補者に対して事後審査資料の内容の確認や追加資料の提出の指示等の必要な措置を講ずることができる。
- 3 入札執行者は、落札候補者が入札参加資格を有することを確認したときは、速やかに当該落札候補者を落札者として決定し、電子入札システムにより落札決定を通知するものとする。
- 4 入札執行者は、落札候補者が参加資格を有していないことを確認したとき、又はその者の入札を無効としたときは、当該落札候補者に対し速やかに理由を付して入札参加資格非適合通知書（様式第4号）により通知するものとする。
- 5 前項の場合において、無効となった落札候補者の次に低い価格で入札した者（総合評価方式にあつては、次に評価値の高い者）又は前条第4項の規定に基づくくじにより次順位者となった者を新たな落札候補者とし、落札者が決定するまでこれを繰り返すものとする。
- 6 第4項の通知に不服のある落札候補者は、その理由について非適合理由説明請求書（様式第5号）により説明を求めることができるものとする。
- 7 入札執行者は、前項の規定による説明を求められたときは、当該落札候補者に対し入札参加資格非適合理由説明書（様式第6号）により回答するものとする。

(低入札に係る調査)

第17条 入札執行者は、落札候補者の入札が市の定める低入札に該当するときは、事後審査の結果、入札参加資格を有することを確認した場合に限り、周南市低入札価格に関する事務取扱要綱（平成20年11月1日制定）に従って低入札に係る調査を行うものとする。ただし、同要綱第8条中「最低価格の応札者」とあるのは「周南市条件付一般競争入札（事後審査方式）」

実施要領で定める事後審査により入札参加資格を有することを確認し、かつ最低価格の応札者（総合評価方式にあっては、評価値の最も高い者）」と、第9条第2項中「次に安価な応札者」とあるのは「周南市条件付一般競争入札（事後審査方式）実施要領で定める事後審査により入札参加資格を有することを確認し、かつ次に安価な応札者（総合評価方式にあっては、次に評価値の高い者）」と読み替えるものとする。

（落札決定までに入札参加資格を失った場合）

第18条 落札候補者が落札決定までに入札参加資格を失ったときは、初めから入札参加資格がなかったものとみなし、第16条第5項の規定を準用して落札候補者を決定する。

（入札談合及び入札妨害）

第19条 入札談合又は入札妨害の行為があると疑うに足りる事実があるとき、又は当該行為に関する情報があるときは、入札参加者に通知せずして、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 公正取引委員会又は捜査機関に通報し、関係する書面を送付すること。
- (2) 入札及び契約を延期又は取り止めること。
- (3) 落札の決定及び契約を無効にすること。

（様式の準用）

第20条 業務にあっては、本要領で定める様式について、次のとおり読み替えるものとする。

- (1) 「工事」とあるのは「業務」と読み替える。（ただし、第2号で定めるものを除く。）
- (2) 「工事場所」とあるのは「履行場所」と読み替える。
- (3) 「工期」とあるのは「履行期間」と読み替える。
- (4) 「施工」とあるのは「履行」と読み替える。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成19年9月1日から施行する。

（入札書等の提出方法に関する特例）

2 この要領の施行の日から平成20年3月31日までの間における入札書等の提出は、第8条第1項に規定する郵送の方法によらず、入札公告に

指定した到達期限までに入札監理課へ直接提出できるものとする。

附 則

この要領は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行し、施行の日以後に公告する入札について適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行し、施行の日以後に公告する入札について適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年2月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行し、施行の日以後に公告する入札について適用する。

(入札書等の提出方法に関する特例)

- 2 業務にあつては、この要領の施行の日から平成30年3月31日までに執行する入札の入札書等の提出は、第8条第1項に規定する郵送の方法によらず、入札公告に指定した到達期限までに入札監理担当課へ直接提出できるものとする。

附 則

この要領は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年11月1日から施行し、施行の日以後に公告する入札について適用する。

附 則

この要領は、令和2年3月1日から施行し、施行の日以後に公告する入札について適用する。

附 則

この要領は、令和2年5月1日から施行し、施行の日以後に公告する入札について適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行し、施行の日以後に公告する入札について適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行し、施行の日以後に公告する入札について適用する。

附 則

この要領は、令和4年10月1日から施行し、施行の日以後に公告する入札について適用する。